

### (3) 専門部会での議論のテーマ分けと専門部会設置について

#### ★ 部 会

分野別に5部会を設置し、検討を行います。

部 会	分 野
総 務 部 会	総務、企画、財政、税務、町民、環境などに関する事項の検討
産 業 部 会	農政、商工、水産、観光などに関する事項の検討
まちづくり部会	道路、都市計画、上下水道、施設管理、まちづくりなどに関する事項の検討
保健福祉部会	保健、福祉などに関する事項の検討
教 育 部 会	教育などに関する事項の検討

## 亘理町総合発展計画審議会部会設置内規

### (設置)

第1条 総合発展計画の策定に関し専門的な審議を行うため、亘理町総合発展計画審議会条例（昭和50年亘理町条例第31号）に規定する総合発展計画審議会（以下「審議会」という。）に部会を設置する。

### (名称及び所掌事務)

第2条 部会の名称、所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総務部会 総務、企画、財政、税務、環境及び町民生活等に関する事項
- (2) 産業部会 農業、商工業、観光等に関する事項
- (3) まちづくり部会 道路、都市計画、上下水道及び施設管理、まちづくり等に関する事項
- (4) 保健福祉部会 保健、福祉、介護及び子育て支援に関する事項
- (5) 教育部会 教育、生涯学習、文化及びスポーツに関する事項

### (委員)

第3条 部会の委員は、審議会の会長が審議会委員の中から指名する。

- 2 各部会の定数は、15名以内とする。

### (部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会の委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、会務を総理し、当該部会を代表する。
- 4 部会長に事故あるとき又は欠けたときは、副部会長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 部会は、部会長が審議会の会長に諮って招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 部会長は、委員以外の者を会議への出席を認め、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 部会長は、会議における審議の状況及び結果を審議会に報告しなければならない。

### (委任)

第6条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この内規は、平成 年 月 日から施行する。